

編集委員長から 新しい編集規程・論文審査（査読）規程について

Editorial The New Editorial and Peer Review Policies

2012年度において人間科学研究所は『立命館人間科学研究』の編集方針の改訂に取り組み、2013年4月から適用する新しい規程を定めた。本号はこの規程による初めての編纂である。

今回の規程改定は、「編集規程」「投稿規程」「執筆要領」「論文審査（査読）規程」「論文査読ガイドライン」など、『立命館人間科学研究』の編纂全体に関わる改訂であった。これら改訂は、研究所運営委員会ではほぼ1年を費やして議論してきた結果であり、この場を借りてその経緯と趣旨を述べておきたい。

本学術誌は、人間科学研究所のプロジェクトの成果を中心に、立命館大学の教員・研究員・大学院生など幅広い方から投稿された論文について、丁寧な査読を実施している。筆者が編集長に就任してから数年の経験で明らかになってきた課題を受けて、以下のような改訂を行った。

第1に、各種規程・説明文書を改廃・整理し、明確でわかりやすい規程を定めるとともに、規程以外の実務的事項については別途説明を作成することで円滑な意思疎通を図ることである。たとえば、抄録における英文の質を高めるためには、ネイティブチェックを行うことが望ましいが、このようなことは規程に定めるよりは、そのことに注意をうながし、必要があれば研究所としても援助することが望ましいであろう。そのため別途投稿ガイドを作成することとした。

第2に、編集方針については編集委員会で定めることとする一方、編集長の権限を強化し、機動的・効率的な編集を行うようにしたことである。受理を決定する権限についての明文的記載が旧規程にはなかったが、新規程では編集長が行うことを明確化した。同時に、編集長の独断専行を招かないよう、編集基本方針等の重要事項については編集委員会で定めること、また慎重な対応を要する案件については編集委員会で審議を行い、的確な判断をなすよう努めることとした。また、研究所プロジェクトの発信媒体として『立命館人間科学研究』をより活用できるように、特集編集者（ゲスト・エディター）を任命できるようにした。

第3に、投稿区分の違いをより明確にすることにより、適切な投稿を促し、研究所からの新しいアイデアや実践の試みを迅速に公表していくため、「研究ノート」区分を廃止し、新たに編集長が編集委員の助言を受けて審査を行う「実践と論考」区分を設置した。

第4に、研究倫理とともに出版倫理もまたいっそう厳しく問われるようになっており、研究実施・研究成果発表の倫理を遵守することについて、編集上の方針として明確にした。

第5に、投稿者が原稿作成時によるべき「執筆要領」を新たに明確化した。旧規程には該当するも

のがなく、スタイルも例示にとどまっていた。今改訂では、文献記載法の簡略化、日英両言語での抄録の掲載など、学際的かつ実践的な研究所が編集・発行する学術誌にふさわしい書式を策定した。また、各種のデータベース収載に対応するため、表題・執筆者・抄録・キーワードはすべて日英両言語で掲載することとした。

第6に、査読が円滑にまた公平に行われるように、「論文審査（査読）規程」および「論文査読ガイドライン」を定め、査読者選定基準、査読者の守秘義務、審査基準等を明確化した。同時に、より査読の質を高めることを目的とし、従来、研究所運営委員に限定していた所内（内部）査読者を、研究所の研究活動に参加している専任の研究者に広げた。さらに、査読者の負担を減らすため、原稿の分量・様式が規程から大幅に逸脱している場合に、査読に付さず却下することができるようにした。

最後に、今後さまざまに展開することが予想される電子化等に円滑に対応できるように「著作物取り扱いに関する申合せ」を新たに制定するとともに、オープンアクセスに寄与するべく、リポジトリ等の複製を著者によって自由に行なえることを明確化した。

以上のように多岐にわたる改訂作業の成果がどうであったかについては、今後評価を行っていく必要がある。さまざまな学術誌の規程は学術の発展に寄与するものでなくてはならず、また投稿者、査読者、読者にとって分かりやすく、納得のいくものであらねばならないであろう。新たな規程を実際に運用していく中で、課題や可能な改善についてのご意見を関係各位からいただき、今後の改訂につなげていきたい。

2014年2月

『立命館人間科学研究』編集委員長

松田 亮三